

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、平成三十年一月一日から三月三十一日までとする。

平成三十年五月二十九日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 松崎 孝夫

- 1 支援決定を行った件数
四件
- 2 買取申込み等期間の延長の決定を行った件数
該当なし
- 3 支援決定を撤回した件数
該当なし
- 4 買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額
買取決定を行った対象事業者の概要
一 福島県中通りの宿泊業者（震災により建物が損壊、原発事故に伴う風評被害により宿泊客減少）
二 茨城県の飲食業者（震災により店舗が損壊、営業停止等により売上が減少）
三 福島県中通りの宿泊業者（震災により本館の設備が被災、原発事故に伴う風評被害により宿泊客減少）
四 宮城県沿岸部の運送業者（津波により車両流出、本社建物が一部破損・浸水）
五 宮城県内陸部の宿泊業者（震災により建物が損壊、営業停止等により売上が減少）
六 宮城県沿岸部の水産加工業者（震災・津波により建物・設備が損壊、在庫流出。風評被害により売上が減少）
買取りに係る債権の元本総額
十二億九千三百万五千円
- 5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額
該当なし
- 6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を

行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

債務の免除 一件、その他 十三件

当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

十二億九千三百七十八万七千円

処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

千九百六十六万千円

7

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要

一 青森県沿岸部の水産加工業者（震災により機械設備、車両等が損壊）

二 岩手県沿岸部の設備工事業者（津波により店舗が損壊、資材・機械設備が流出）

三 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により事業所等が全壊）

四 宮城県沿岸部の卸売業者（震災に伴う停電等により、在庫の廃棄処分を余儀なくされた）

五 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により商品在庫や加工設備が流出）

六 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により本社工場が全流出）

七 栃木県の電気工事業者（風評被害により受注していた事業がキャンセルとなった）

八 福島県中通りの不動産賃貸業者（震災により本社建物が損壊）

九 宮城県沿岸部の運送業者（津波により保有車両が流出）

十 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により工場設備が流出）

十一 宮城県沿岸部の運送業者（津波により営業所が全壊）

十二 福島県浜通りの製造業者（津波により工場、本社事務所が全壊）

十三 岩手県沿岸部の飲食業者（津波により一部店舗が全壊）

十四 岩手県沿岸部の船舶修理請負業者（震災により工場・倉庫が全壊）

対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

八億三千三百五十二千円